

別表 1

(介護老人施設) 特別養護老人ホーム 長生園 《利用料》
 寝たきり等、常時介護が必要になり、在宅で介護が困難な高齢者（要介護度1以上の方）が
 利用され、生活全般の介護サービスを提供します。

併設型ユニット型(I) 利用者:看護・介護職員 = 3:1

(令和2年10月1日改正)

(1)1日当たりの利用料金 (基準単価)

(単位:円)

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要介護 1	6,380	638
要介護 2	7,050	705
要介護 3	7,780	778
要介護 4	8,460	846
要介護 5	9,130	913

(3)加算料金 (1日につき)

区 分	保険金額	利用料
若年性認知症利用者受入加算 ※必要に応じ算定する	1,200	120
入院外泊加算 ※1か月に6日を限度	2,460	246
初期加算 ※入居した日から30日以内	300	30
日常生活継続支援加算Ⅱ	460	46
看護体制加算(I)ロ	40	4
看護体制加算(Ⅱ)ロ	80	8
栄養マネジメント加算	140	14
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前4日以上30日以下)	1,440	144
看取り介護加算Ⅰ (死亡日の前日及び前々日)	6,800	680
看取り介護加算Ⅰ (死亡日当日)	12,800	1,280

(3)介護職員処遇改善加算Ⅰ

加算率8.3%として、所定サービス費(利用料)に加算率を乗じた額が加算されます。

(4)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

加算率2.7%として、所定サービス費(利用料)に加算率を乗じた額が加算されます。

(5)滞在費 (1日当たり)

光熱水費相当 2,006円

(6)食費 (1日当たり)

食材費・調理費相当 1,392円

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・所得階層に応じて負担限度額が設けられています。
- ・利用者の要望に応じて特別のサービスを提供した場合は、利用者の同意を得て別途に徴収する場合があります。